

文教厚生常任委員会会議録

- 1 本委員会の開催日時は次のとおりである。

令和7年3月6日（木）午後1時30分

- 2 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	松枝正浩君	副委員長	野村和人君
委員	藤田直仁君	委員	塩井川公子君
委員	山口仁美君	委員	宮田竜二君
委員	前島広紀君	委員	有村隆志君

- 3 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

なし

- 4 委員外議員の出席は次のとおりである。

議員	竹下智行君	議員	宮内博君
----	-------	----	------

- 5 本委員会に出席した説明員は次のとおりである。

保健福祉部長	有村和浩君	長寿・障害福祉課長	中村和仁君
長寿・障害福祉課主幹	唐鎌賢一郎君	長寿・障害福祉課主幹	木原浩二君
長寿・障害福祉課障害福祉C長	石原智秋君	長寿・障害福祉課障害福祉Cサブリーダー	石塚照久君
長寿・障害福祉課長寿福祉Cサブリーダー	下津曲聡子君	長寿・障害福祉課介護保険Cサブリーダー	有馬要子君
長寿・障害福祉課介護保険C主査	窪田宗摩君	長寿・障害福祉課介護保険C主任主事	長野 暁君

- 6 本委員会に出席した陳情者は次のとおりである。

霧島市社会保障推進協議会	山下義仁君
	平田 優君
	伊藤レイ子君
	城戸義郎君

- 7 本委員会の書記は次のとおりである。

書記 水迫由貴君

- 8 本委員会の事件は次のとおりである。

議案第8号：霧島市重度心身障害者医療費助成条例の一部改正について

議案第13号：霧島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

議案第14号：霧島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

議案第15号：霧島市地域包括支援センターの事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

陳情第1号：誰もが安心して利用できる介護保険制度の充実を意見書として国へ求める陳情書

陳情第2号：誰もが安心して利用できる介護保険制度の充実のための霧島市独自の緊急施策を求める陳情書

「開 議 午後1時30分」

○委員長（松枝正浩君）

ただいまから文教厚生常任委員会を開会いたします。本日は、去る2月25日に本委員会に付託されました、議案4件及び陳情3件の審査を行います。ここで委員の皆様にお諮りします。本日の会議は、御手元に配付しました次第書に基づき進めていきたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

それでは、そのようにさせていただきます。

△ 議案第8号 霧島市重度心身障害者医療費助成条例の一部改正について

○委員長（松枝正浩君）

まず、議案第8号、霧島市重度心身障害者医療費助成条例の一部改正について、審査します。執行部の説明を求めます。

○保健福祉部長（有村和浩君）

議案第8号の霧島市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の一部改正について、説明します。議案書の26ページをお開きください。今回の一部改正は、鹿児島県重度心身障害者医療費助成事業費補助金交付要綱及び重度心身障害者医療費助成事務取扱要領が改正されたこと等に基づく改正となります。詳細につきましては、障害福祉課長が説明しますので、よろしく御審査いただきますようお願いいたします。

○障害福祉課長兼こども発達サポートセンター所長（冨吉有香君）

議案第8号の霧島市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の一部改正について、説明します。改正案に関する新旧対照表は、資料の22ページです。今回の一部改正は、鹿児島県の重度心身障害者医療費助成条例準則に基づき改正するもので、具体的には、従来の健康保険証が令和6年12月2日に新規発行は停止され、現在、使用している保険証は、令和7年12月1日まで使用可能ですが、それ以降は廃止され、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行されます。重度心身障害者医療費助成制度は、健康保険等への加入が資格要件となっているため、申請等の際には保険証等を提示していただいておりますが、保険証廃止を見据え、保険情報の確認方法に対応するものです。以上で、障害福祉課関係の説明を終わります。

○委員長（松枝正浩君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（山口仁美君）

今回の改正に伴って、利用者の方であったり、それから、医療機関ほうで何か課題になることとかはありますか、今、新聞等でもいろいろ話題になりますので、この改正についてはどうでしょうか。

○障害福祉課主幹兼障害福祉グループ長（石原智秋君）

現時点においては、利用者にとっては、手続が簡易になったというのは、お声を頂いています。ただ、保険のところにはさすがに制度が変更になりますので、手続がちょっと煩雑になったところもありますけれども、それは制度の改正当初はありました。最近はまだ慣れてきておられて、最近はずづがなく処理しているところでございます。

○委員（藤田直仁君）

この重度心身障害者、本市では何名ぐらいが対象になるのかお知らせください。

○障害福祉課主幹兼障害福祉グループ長（石原智秋君）

令和5年度の段階で、受給者が2,534名、令和6年度、直近が2,565名になっております。

○委員長（松枝正浩君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、以上で議案第8号の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午後 1時34分」

「再 開 午後 1時36分」

△ 議案第13号 霧島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

△ 議案第14号 霧島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定

める条例の一部改正について

○委員長（松枝正浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第13号、霧島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正及び議案第14号、霧島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、一括して審査します。執行部の説明を求めます。

○保健福祉部長（有村和浩君）

議案第13号、霧島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正及び議案第14号、霧島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、一括して説明いたします。本議案は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が、令和6年11月29日に、子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する省令が、令和7年1月31日にそれぞれ公布されたことに伴い、児童福祉法第34条の16第1項並びに子ども・子育て支援法第34条第2項及び第46条第2項の規定に基づき、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」に従い、又はそれを参酌して定めている「霧島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」及び「霧島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」について、所要の改正を行おうとするものです。詳細につきましては、子育て支援課長が説明いたしますので、よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○子育て支援課課長補佐（村岡新一君）

議案第13号、霧島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、説明いたします。議案書は、35ページから36ページを、新旧対照表は、26ページから28ページをご覧ください。本議案は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことから、それに従い又はそれを参酌して定めている霧島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について、所要の改正を行うものになります。まず、第6条第1項の規定を改正します。第6条第1項第1号では、第6条第2項における略称規定を、第3項では、かっこ書きによる定義規定を設けます。次に、第6条第2項の規定を改正します。第6条第1項第1号の保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると市長が認める場合に、この事項に係る連携施設を確保しないことができる要件を新たに追加するものです。次に、第6条第3項の規定を改正します。第6条第2項各号に定める保育内容支援連携協力者の定義について規定するものです。次に、第6条第4項として新たな規定を設けます。第6条第1項第2号の代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると市長が認める場合に、この事項に係る連携施設を確保しないことができる要件として新たな規定を追加するものです。なお、改正前の規定は第6条第2項になります。次に、第6条第5項として新たな規定を設けます。第6条第4項の代替保育連携協力者の定義を定めるとともに、改正前の第6条第3項と同様に、場所等ごとに必要な当該協力者の基準を規定するものです。なお、第6条第6項及び第7項については、改正前の第6条第4項及び第5項が繰り下げられるものになります。次に、第16条の規定を改正します。令和6年6月の栄養士法の改正により、管理栄養士養成施設を卒業した者は管理栄養士国家試験の受験資格を満たすために栄養士免許の取得を行う必要がなくなり、栄養士免許を取得せずとも管理栄養士となることが可能となったことから、栄養士免許を有しない管理栄養士を配置等した場合についても食事の提供の特例に係る要件を満たすことができるよう、必要な改正を行おうとするものです。最後に、附則第3条の規定を改正します。連携施設の確保が著しく困難であって、必要な適切な支援を行うことができると市町村長〔4ページに訂正発言あり〕が認める場合は、連携施設の確保をしないこととすることができる措置が5年間延長され15年となったことから、必要な改正を行おうとするものです。

以上で議案第13号の説明を終わります。次に、議案第14号 霧島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、説明いたします。議案書は、37ページから38ページを、新旧対照表は、29ページから31ページをご覧ください。本議案は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部が改正されたことから、それに従い又はそれを参酌して定めている霧島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について、所要の改正を行うものになります。まず、第37条の規定を改正します。第37条では、かっこ書きによる定義規定に新たな定義を追加します。なお、第37条の改正を受ける第42条及び附則第4条の規定の改正の主旨は、議案第13号における第6条及び附則第3条の改正と同じ内容になりますので、説明は割愛いたします。以上で説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（松枝正浩君）

課長すみません、今、口述の中で、議案第13号のほうなんですけれども、この最後に附則第3条というところで、3行目なんですけれども、市町村と書いてあるんですけれども、市町村長と聴こえたのですが、そこはどちらですか。

○子育て支援課長兼こどもセンター所長（村岡新一君）

大変失礼しました。市町村が正しいです。

○委員長（松枝正浩君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑は議案ごとに行います。まず、議案第13号について、質疑はありませんか。

○委員（山口仁美君）

法改正に伴うものという理解をしているんですけれども、この対象となる事業者が今、霧島市内にあるのかどうか。

○子育て支援課保育・幼稚園グループ長（中村真貴子君）

本市において、家庭的保育事業等に該当する施設が、小規模保育事業A型になるんですが、10か所あります。

○委員（山口仁美君）

あと、これ、連携施設の確保ができない場合ということで、連携協力者というような言葉が出てきているんですけれども、これが適切かどうかという確認はどなたかが行うことになっていくのかどうかをお示してください。

○子育て支援課長兼こどもセンター所長（村岡新一君）

今回の条例改正につきましては、先に委員がおっしゃられたとおり、国の省令が変更になったものに伴って行うものになります。霧島市といたしましては、保育の質の向上等を踏まえて、保育の環境を整えておりますので、連携施設を確保できない場合に、小規模保育事業の認可を行う予定は現在のところございませんので、細かい部分については特に定めておりませんが、まずは連携施設の確保を求めていくこととしております。

○委員長（松枝正浩君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、次に、議案第14号について、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、以上で、議案第13号及び議案第14号の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 1時47分」

「再開 午後 1時48分」

△ 議案第15号 霧島市地域包括支援センターの事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○委員長（松枝正浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第15号、霧島市地域包括支援センターの事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について審査します。執行部の説明を求めます。

○保健福祉部長（有村和浩君）

議案第15号、霧島市地域包括支援センターの事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、説明いたします。議案第15号は、介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第61号）により、地域包括支援センターの職員の配置基準が緩和されたことから、本条例の所要の改正をしようとするものです。詳細につきましては、長寿介護課長が説明いたしますので、御審査のほどよろしくお願いいたします。

○長寿介護課長（中村和仁君）

議案第15号、霧島市地域包括支援センターの事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、説明いたします。議案書は、39ページから40ページ、新旧対照表は、31ページから32ページになります。今回の主な改正内容としまして、第一号被保険者の数が3,000人以上6,000人未満ごとに3職種（保健師その他これに準ずる者、社会福祉士その他これに準ずる者及び主任介護支援専門員その他これに準ずる者）をそれぞれ1名配置するとされている現行の基準について、職員の人材確保が困難となっている現状を踏まえ、複数圏域の高齢者等を合算し、3職種を地域の実情に応じて配置することを可能とするものになります。なお、本市では、市全体を一つの区域として、地域包括支援センターを設置しています。以上で、議案第15号についての説明を終わります。

○委員長（松枝正浩君）

今、委員会に対しての補足説明資料を頂いておりますけれども、このものについての説明というのは特にないということによろしいでしょうか。

○長寿介護課長（中村和仁君）

今回の条例改正につきましては、先ほど部長のほうからありましたとおり、介護保険法施行規則の改正に基づくものです。それに基づく、具体的な内容がこちらのほうには書いてありますので、こちらの資料を見ていただければ、内容のほうは確認できるかというふうに思っております。

○委員長（松枝正浩君）

委員の皆様、参考の資料も提出がなされておりますので、確認をしながら質疑のほうをお願いしたいと思います。ただいま、執行部の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（藤田直仁君）

私にはよく分からないので、申し訳ないけど、この説明をしてもらってよろしいですか。

○長寿介護課長（中村和仁君）

それでは、資料の1ページのほうを御覧頂いてよろしいでしょうか。1ページは、複数圏域の地域包括支援センターがあった場合に、区域ごとに、1号被保険者数、先ほど言いましたとおり、3,000人から6,000人未満が、こちらの左のほうになりますが、今までは、一包括支援センター、圏域ごとに3人、先ほど言いました保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員、この3名を一つの区域に1名ずつ配置しないといけなかったんですが、人員確保が困難な状況が発生したということで、右側の表を見ていただければ分かりますが、1番左のほうは2人になっています。上のほうは4人になっています。ということで、1市の中で、トータルの人数が満たしていれば、配置基準に対応するというような形になっております。ですので、ただ、霧島市の場合、こういう区域が三つにも分かれているわけではなくて、もう一つの区域になっておりますので、今回の分については、今後、

区域が分かれた際には、圏域が分かれた際には、こういう形の方法もとれるということになっております。2 ページのほうにつきましては、今まで、先ほど言いました保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員、この方々が常勤で1 名ずついないといけない状況でした。ただ、この常勤の方が、人員確保が難しいとなった場合、週3 日出てくる方、週2 日出てくる方、合わせて5 日、常勤扱いにできるというような形の改正になっております。

○委員（藤田直仁君）

御説明ありがとうございます。よく分かりました。ただ一つ、文書をまだ全部読んでないんですけど、この圏域というのはどういう形で決められるんですか。本市はないと言われたんですけど、その圏域というのはどういう意味で、どういう区分で決められるのかちょっと教えてもらえませんか。

○長寿介護課主幹兼長寿福祉グループ長（竹下裕一郎君）

本市の場合は、概ね中学校校区を1 圏域として設けております。こちらの資料に基づく資料というのはあくまでも参考ということになりまして、10 圏域を本市では1 センターで見ているということになります。

○委員（藤田直仁君）

先ほどの説明では圏域はないというふうに最初説明いただいたような気がするんですけど、圏域があるんですか。実際この本市は。今の説明だと、中学校区ごとに圏域があるという説明だったけど、最初の説明では圏域はないというふうに聴いたような気がするんですけど、本市には。その整合性が合わないの、そこをもう一回説明してください。

○委員長（松枝正浩君）

基準の部分と本市の違い、そこを少し御説明していただいてよろしいでしょうか。休憩します。

「休 憩 午後 1 時5 6 分」

「再 開 午後 2 時0 0 分」

○委員長（松枝正浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○長寿介護課主幹兼長寿福祉グループ長（竹下裕一郎君）

先ほど、圏域という形で表現させていただきましたけれども、それに関しては、生活圏域という形での捉え方をさせていただきたいと思います。申し訳ございませんでした。

○委員（藤田直仁君）

理解できました。それと、本市においては、圏域内にいる人数、何名、1 号保険者というんですか、何名いらっしゃって、何人その今言った、3 種の方が配置されてるかという数を教えていただけませんか。

○長寿介護課長（中村和仁君）

まず、1 号被保険者の人数になりますが、これが3 万5,602 人、それと、包括支援センターの職員の人数になりますが、保健師が6 名、社会福祉士が8 名、主任介護支援員が7 名という形になっております。

○委員長（松枝正浩君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、以上で、議案第15 号の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午後 2 時0 1 分」

「再 開 午後 3 時0 1 分」

△ 陳情第1 号 誰もが安心して利用できる介護保険制度の充実を国へ求める陳情書及び

△ 陳情第2 号 誰もが安心して利用できる介護保険制度の充実のための霧島市独自の緊急施

策を求める陳情書

○委員長（松枝正浩君）

休憩前に引き続き会議をひらきます。次に、陳情第1号、誰もが安心して利用できる介護保険制度の充実を意見書として国へ求める陳情書及び陳情第2号、誰もが安心して利用できる介護保険制度の充実のための霧島市独自の緊急施策を求める陳情書について、一括して審査します。本日は、陳情者である、霧島市社会保障推進協議会、平田優様、槐島洋子様、前屋光宏様、伊藤レイ子様、城戸義郎様が出席されております。陳情者の方に議事の順序を申し上げます。まず、陳情者の方から陳情内容、趣旨、経緯などについて、簡潔に御説明いただきます。その後、委員からの質疑に一問一答でお答えいただきます。御発言の際は挙手をしていただきまして、委員長の許可を得てから起立して御発言ください。マイクはボタンを押しますとスイッチが入ります。また、陳情者は委員に対して質疑をすることができないこととなっておりますので、あらかじめ御了承ください。それでは、陳情者の方から陳情内容の説明をお願いいたします。

○陳情者（平田優君）

今日、御審議の御時間をとっていただきまして、ありがとうございます。会長の原口先生とか、是非ということだったんですけど、どうしても木曜日は病院の診療が入っているもので、申し訳ないですけど、ドクター2人は今日参加できないということです。代わりに参加できるメンバーが参加させていただいております。よろしく願いいたします。今回、陳情2件お願いをしましたのは、経過としましては、昨年の3月の議会では、これ全会一致で採決いただいたんですけども、同じような陳情を行いました。一つは、報酬改定の前だったものですから、国のほうに、当時、訪問介護の改定が行われるというようなことがもうその前でしたので、ぜひそれを行わないようにしてほしいと、切下げをですね、訪問介護報酬単価の切下げを行わないようにしてほしいという意見書と、二つ目は、いわゆる第9期の事業計画に対して、検討課題、介護保険を利用しやすくするためにこんなふうな検討課題があるのではないですかという話を御提案申し上げて、それは議員の皆さん等で議論いただきまして、採決いただいたという経過になっております。今回は、それをちょっと一歩進めまして、具体的な内容で御提案申し上げたいというふうに思います。それで、一つは、第1号との関係で言いますと、国に対する意見書です。これは訪問介護に関する報酬改定が行われて、結果としては、やはり大きな打撃を訪問介護の事業所に対して与えているということがありますので、ぜひそのことを撤回していただき、差額の補填をしていただくなり、手当てをしていただきたいということの内容と、抜本的にはそもそもの制度が、人不足等々の関係、就労者の不足等々の関係で大変なことになっておりますので、もうこれはもう市町村長会、知事会含めて、御要望されているように、国がやはり税金で手当てする以外もうないと思うんですね、就労者に対する処遇改善に関しては、そのことを行ってほしいということの内容の2点になっておりますので、ぜひこちらのほうは意見書ですので、ぜひ頂きたいというふうに思います。二つ目のほうは、そうは言っても、もうそもそものこの介護保険の今の現状に対する問題は、国の施策を抜本的に変えない限りは難しいというのはもうはっきりしているんですけども、ただ、そうは言っても市町村の中でも、事業者ですので、やれるべきことが結構あるというふうに私たちは思っておりまして、それを緊急的な事項と、少し次期の検討課題というようなことに分けて、それをお願いしたいと思えます。緊急的な事項はもうできれば来年度ぐらいの範囲で行っていただければというふうに思っているんですけども、まず何より、やはりこのいろんな問題、介護保険の問題は、例えば訪問系だけじゃなくて居宅もそうですし、通所系の事業所だとか、結構そういう問題をいっぱい抱えているんですけども、今回一番やはり、疲弊が激しいといえますか、訪問系の事業に対する手当てをお願いしたいということで、これに絞ってお願いをしております、大きくは二つ。まず就労しやすいとか、事業者が今の状況の中でもより活動しやすい、動きやすいようなところを市のほうが手当てをしていただくことで、できる可能性がある部分がありますので、それを課題として拾っておりま

す。上から言いますと、一昔前の言葉でいくと、ヘルパー養成講座というふうにあって、今、少なくとも、介護保険との関係で言いますと、資格職、資格を持ったヘルパーさんが行ってということになりますので、そういうことを人を養成をするということが第一なんですけれども、昔はヘルパー養成講座を受けた人を採用する、募集をするという形だったんですけれども、なかなかそれだけではもう回らない。今のバスの運転士さんでも、まず事業所に雇用して、それから資格を取るというふうになっております。ですからそれと同じように、ぜひ介護保険の訪問介護の事業所さんがまず人を確保して、そこから資格を取れるような、そういう制度にして、そのために自己負担をなくして、できれば市の費用で資格取得をお手助けいただけないかということです。今はもうなかなか初任者研修というのを、例えば生協病院さんなんか募集しても人が集まらなかったりします。ですから、そもそもやはり就労支援みたいな形で結びつけないと、なかなか難しいと思うんですね。ですから、やはり事業者さんのところがまず確保して、その資格を取得する、就労するというのを手助けするために資格を取るための講習を後でセットしていくというような、そういうやり方をすると、少しでも人が入りやすくなるのではないかなというふうに思っております。そういうのが一つだとか、二つ目のところは、処遇改善の改善加算というのが、訪問介護関係で言いますと、いわゆるヘルパーさんだとか、そういうところの処遇改善加算というのはあるんですけど、なかなかそのことを全部が全部貰えてる事業所というのはそうはいないんですね。特に中小関係のところというと、少し仕組みが煩雑だとか、理解が難しいとかというのもありますから、ぜひそういうのを二人三脚、一緒に伴走しながら国の制度としてのそういう加算を受け入れるような状態に持って行く。具体的に言うと、社会保険労務士の先生方に委託をして、指導をしてもらうというだけでも大分事業としては違うと思いますので、そんなことを検討いただけないかというのが二つ目。今回の一つの大きなポイントは三つ目のこれで、やはり周辺の郡部というか、そういう地方のところに支援に行くということになると、結構な距離数が生じます。それに対して今の制度はなかなか使いづらいです。今は、端的に言いますと、こういう指定地域みたいなのを設けて、3km範囲のところにそういう訪問系の事業所がないところは、加算をこれだけしますよということになっているんですけれども、それだと、もしそこにぽっと一つの事業所ができてしまうと全部なくなってしまう。仮に地域に展開しない訪問系の事業所が仮に一つあったとしても、それは行けない。その対象にならないというようなことになりますので、実際に応じて、例えば国分地域から、福山地域だとかそういうようなところに、ちょっと遠隔のところに介護保険の事業所が行くとしたら、それに応じて支援をするというか、プラスで助けてあげるという独自の制度を霧島市のところで――。

○委員長（松枝正浩君）

電源が入っているかはお切りください。申し訳なかったです。

○陳情者（平田 優君）

申し訳ない、すいません。大変失礼しました。そういうのを独自の制度で考えてくださいということです。具体的に言うと、例えば今日お越しですけれども、居宅の事業所のケアマネさんがケアプランをつくって、ここに支援に行ってくださいというふうに遠隔のところを頼んでも頼みやすいように、状況をつくっていただければというのが大きなポイントです。あとは、これは検討課題でもいいかなと思うんですけれども、利用料の減免を検討いただけないかと。介護保険の場合、多くの市民は1割負担になっていまして、これは生活保護を受けている人を別にすれば、所得の少ない人もなんですね。ですから、所得に応じて利用するみたいなのが若干出てきますので、これは必ずしも訪問介護だけではないとは思いますが、ぜひ。ほかの自治体を見ていくと、所得に応じて利用料を減免するという制度を持っているところもありますので、ぜひ検討いただけないかということが二つ目になっている。これも緊急的をお願いしたいということで。次期、第10期に向けて検討いただきたいということを、大きな2に言っておりまして、その一番大きなポイントは、もうちょっと長くなりますのであまりもう触れませんが、医療は、病院にしても市立病院とか県立病院とかありますよね。やはり介護ももう市立、県立というか、自治体がやはりその事

業所を運営しないといけない、多分状況になっていると思います。というのは、もう人材が枯渇をする。もう今ケアマネさんなんかでも居宅介護支援事業というような内容とか、地域の支援センターありますよね。包括支援センターのケアマネさんなんかは、委託をしながら、例えば社協さんなんかしたりとかいうことになる、それでさえもなかなかもう人が集まらない状況が続いています。きちっとした処遇を持って、どこかが人を確保しない限りは、もう人が届かないというようなふうになると思うんですね。ですから、これはもう検討課題としてぜひ検討いただきたいと思うんですけども、やはりイメージ的には市立病院、県立病院というようなレベルで、介護事業も市が直営すべき時期になっているというふうに思いますので、ぜひ御検討いただきたいというのが一番大きな点で、あとはまた書いてあります。御質問があればお答えするというような形で進めたいと思います。

○委員長（松枝正浩君）

1点だけ確認をさせていただきたいんですけど、先ほど来年度というお言葉があったんですが、これは令和7年度ということでよろしいのでしょうか。

○陳情者（平田 優君）

はい。失礼しました。

○委員長（松枝正浩君）

今、平田様のほうから御説明を頂いたところでですけども、ほか4名の方が出席をされておりますが、補足的なところ、こういったところを委員にお話ししていただけるようなところがございましたら、挙手をしていただいて御指名しますので、起立して発言をお願いしたいと思います。

○陳情者（槐島洋子君）

今、デイケア、通所リハビリテーションに勤務しています槐島と申します。よろしく願いいたします。先ほど陳情の内容とかというところで御説明があったかと思うんですけど、少し補足なんです、うちの事業所の中にもヘルパーステーション国分というところがあるんですけども、非常に人材確保が難しいというふうに聴いております。それはなぜかという、経営をしていくのに、かなり単価が安いんですね。その分収益が安いというところと、実は正規での職員が採用できない状況でもあるんです。登録ヘルパーさんだったり、パートのヘルパーさんで今対応しているところなんです、その内容もすごく幅広くて、身体介護から、身辺生活の支援が入ってきているんですけど、最近では認知症の方も増えているので、結構そういう、家事支援のところも入ってきているようです。令和6年度では、閉鎖しているところはないというような報告でしたけれども、その前の年が、私、牧之原に住んでいるんですけども、そちらのほうではむつみ園さんがヘルパー事業を閉じたり、八木クリニックさんもそういう状況でありましたし、それから国分でも1件、確かあったと思っているんですけども。私のところは通所リハビリをするんですが、デイケアというか、朝、お迎えに行くんですけど、準備ができてない方、認知症がある関係で準備ができない方がいらっしゃるんですね。私たちもいろいろケアマネさんと連携させてもらって、食事のお手伝いとか声かけだとか、それからお薬の管理だとか、お薬の管理は訪問看護師さんだとは思いますが、そこがやはり飲めてないような状況が発生しているんですね。そういうことも声かけをしていただいたりとかそういうところまで入ってはいるんですが、なかなか朝の早い時間とかいうところに集中したり、そういったのがあって、ケアマネさんがプランをつくるときに、なかなかそこに行けないというような、そういう事業所さんが少ないんだということをちょっと聴いていて、私たちも、この部分はヘルパーさんの仕事、訪問看護師さんの仕事なんだけれども、この方が生活をしていくために私たちもできることをやりましょうというところで、そういったところまで介入はさせていただいています。あと、料金がやはり安いという、私たちのデイケアのところはちょっと料金が高くはなるんですけど、1日ですから、六、七時間いるので。ヘルパーさん方は30分とか40分とかそういう単位でいくので、とてもお金が安価、安いような状況なんですね。ただ、それというのは、逆に言うと、利用者さんの負担はそれだけ少ないということなんですよ。けども、やは

り運営していくためには、それなりに収益がないと人件費が払えないということになるんですよ。そういうところで、ヘルパー事業所の経営というのは非常に厳しいなあというところを聴いております。なので、あとは人材確保が難しいというのも、働く登録ヘルパーさんとかは、働いて何ぼ、その時間が働いて何ぼの給料なんですよ。なので、出勤回数が少なければそれだけ収益を得られない。なので、それよりも、変な話なんですけど、スーパーのレジ打ち、長い時間働けますよね。そういった時間で収益を得たほうが、経営的にはいいわけですよ。だからそういったところで離れていかれる方もいらっしゃるんですよ。なので、やはり大変な仕事ではある上に、給料が安いとなると、離れていくのは当然だと思うんですよ。なので、もっとこう、働ける職場環境もそうなんですけど、賃金の面が上がってくれるといいのかな。ただ、利用者さんにこれ以上負担は私はかけられないというふうに思っているの、そこのところをうまく市の財政だとか、そういったところを使ってやっていただけると、利用者さんも住みなれた自宅で長く、地域包括ケアですよ、それができるのではないかなと思っておりますので、是非御検討いただければと思います。

○陳情者（前屋光宏様）

ケアマネジャーをしています前屋と申します。よろしくお願いします。先ほどのいろいろお話があった中で、人員確保のところちょっと重複するところもありますが、端的に、他業種との格差というところで、収入だったりとか、あとやはりきつさだったりとか、業務内容というところが他業種との格差になっているのかなというところと、あとは従業者の高齢化というのも否めないのかなと思っています。ヘルパーさんたちの高齢化が進んで、若いヘルパーさんたちがもうなかなか入ってこれないというところも、大きな人員確保が難しくなっているところかなと思います。あと、事業所の運営の厳しさというところで、ケアマネジャーとして感じるところなんですけど、やはり介護報酬の低さというところも一つ要因ではあると思うんですが、それ以外に、先ほど出ました福山地区とかヘルパー事業所がなかなか少ないところの遠隔地へのサポートというところを、今私たちのヘルパー事業所もしてまして、どうしてもそういうところだと、移動時間が長くかかってしまったりとかすることで1日に介入できる件数が制限されたりとか、あと今、燃料代の高騰というのもあるので、そこも事業運営を圧迫している要因なのかなと思います。

○委員長（松枝正浩君）

ただいま陳情者の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑は、陳情ごとに行います。まず、陳情第1号について、質疑はありませんか。国への意見書の陳情です。こちらから質疑をお願いいたします。

○委員（山口仁美君）

まず1点目の件なんですけれども、実施前に遡って遡及して補償してくださいという内容が入っているんですけれども、これまでにそういう実施前に遡って遡及をしたという事例があるかどうか、お示しいただければ。

○陳情者（平田 優君）

申し訳ない。ちょっと分かりません、申し訳ないです、すいません。ただ、もうあったとしても少ないと思いますね。あったかどうか分からないぐらいじゃないかなと思うけど、なかったかというとうそ言い切れないもんですから、申し訳ないです、すいません。

○委員（山口仁美君）

また後ほど行政のほうにも確認をしようかとは思ってはいるんですけれども、この遡及をして補償するというのは、非常に困難じゃないかなというふうに思っておりまして、であれば、今いろいろなお話を聴いた中では、今後の政策の中で、遡ってということではなくて、今後の政策の中で、こういった補填が行われるような方向性が見いだせたら、ここの部分が遡って補償しなさいという内容じゃなくてもいいのではないかなというふうにも思うんですけれども、その辺はこの文言といいますか、遡って補償しなさいという言葉でないといけないのかというところをお聴かせください。

○陳情者（平田 優君）

もう幅は広げていただいて結構だという、趣旨は、昨年の報酬切下げ改定の中で、収入が減っている事業所が多いわけですね。収入が減っていることで、事業所を閉鎖をせざるを得ない状況があったりするわけで、その部分を、やはりこれだけ反対がある中でも減らして、したわけですから、やっぱりそのことを成り立つようにしていく、補填してくれというのが趣旨ですので、それは時間に応じてその計算をし直して、もしかすると技術的な部分として本当にそうするかどうかは別にして、趣旨を酌んで頂ければですね。昨年マイナスでやった分を、今年、計算し直してプラスするというようなことでしていただければ、もう趣旨的にはそういう趣旨ですので、幅を広げていただいて結構だというふうに思います。

○委員（宮田竜二君）

ちょっと確認させていただきたいんですけれども、令和6年度から、訪問介護だけが報酬が引下げになったというのは、前回の陳情のときも、勉強させていただいたんですけれども、要は、国として、全体的なことなので、要は、地域実態を把握できてないというか、霧島市の場合は、600kmとこんな広いところと、例えば都会、東京、大阪とか、ああいう狭いところでは、全然その訪問介護の利益率が全然違うから、要は、そこの都会が利益が高過ぎたから訪問介護の報酬が今回下げられたと思うんですね。ですから、やはり国の方針としては、多分、何かこう、先ほど説明もありましたように、国の方針としてはボンとなってしまうんで、なかなかこの地域格差をそういうふうな補填するような一つを入れられないといけないのかなと思うんですけれども、例えば、私ちょっと質問したいのは、今回その1番の項目というのはなかなか難しいと思っているので、例えば一つ地域実態を考慮して、何かそういう加算方法を変えとか、そういうようなことは、陳情項目を入れることはできないでしょうか。

○陳情者（平田 優君）

先ほども申し上げましたように、窮乏化している事業所への、それをどうやったら救うかということの内容の中で、国が行ったことの施策の中でこのような中身にしておりますので、例えば介護報酬を上げろというのと、イコールでは一緒だと思うんですね、撤回してと補填をしるというのと、上げろというのはもうほぼ似たようなことだと思います。それで意見いただいても結構です。ただ、そうすると3年に1度の見直しになりますので、どうしても実施時期が、あと2年待たないといけないということになってしまいますけれども、撤回であれば、来年度からできますので、このような表現しておりますけれども、それは議会議員の皆さんの議論との関係で結論いただければというふうに思います。

○（藤田直仁君）

私もちょっと1番のところはどうしても引っかかるんですよ。というのは、今、先ほど説明いただいたように、もう既に閉めている事業所もあるわけですね。国への要望なので、霧島ですら何件かあるという状態で、全国的に見たときに、現実的じゃないような気がするんです。この補填をするという意味でですね。だからこの補填という部分がどうしても引っかって、改正をするというんだったら分かるんですけれども、少しちょっと現実味というか、実現不可能に近いのではないかなと思ったものですから、この辺の考えはどのようにお持ちなんでしょうか。どうしてもここにこだわってしまうんですかね、補填という部分に。

○陳情者（平田 優君）

先ほど言いましたように、窮乏していることとの関係で、そのことをどうマイナス分を減らすかということの内容でお願いをしたいというふうに思っているのと、介護保険御存じのように3年に一度の単価の見直しというようなことになっているんですけれども、今回あったから次回までも待ってとけという話にも、現実問題ならぬぐらいだと思いますから、緊急的にはやはりこの今の、昨年行われた報酬単価改定、単価の切下げというのをとにかく止めていただきたいというのが一つですね。先生方が言うように、補填というのが現実的にどうかという部分は、それは国のほうが判断されるべきことではないかなというふうに思っているんですね。ただ考え方としては、やはり、今、

先生がおっしゃられたように、利益率が、全国おしなべてこうだからというような計算の中でやられていて、就労者には、処遇改善加算があるから、それを使いやすくしたからいいだろうというような話の理屈の中でされていったのが、それが全然実際としては届いていない。むしろ事業者がマイナスになっていったという現実があるわけですので、その辺りは、ぜひ国のほうも考えてくださいということの意味をぜひにじましていただければありがたいというふうに思っております。

○委員（山口仁美君）

今の処遇改善のお話も少し出てきたので触れたいと思うんですけれども、今回、1項目が遡及して補償しようというところがメインであると、これが処遇改善にそのまま行き着くのかというところはちょっと疑問が出てくるので、どちらかという、今後の処遇改善をしっかりと公費でやってくださいという内容のほうの皆様がおっしゃるような意味合いに近いのかなというふうに私自身はちょっと受け止めたんですけれども、その部分はどのようにお考えでしょうか。

○陳情者（平田 優君）

基本的に処遇改善に関しても抜本的なものが必要ですよ。もう全平均、全産業平均と比べて6万円とかいう単位で、就労者は差があるというふうに言われていますので、それを今の範囲の中でできるかという、とんでもない利用料になってしまいますから、今の制度も制度設計そのものを変えないといけないし、そういうふうにご利用料にはね返らないような、補填の仕方というのを、それはもう投入する以外しかありませんので、そういうことが、処遇改善としての問題の2です。どちらかというんです。だから、2のほうでもぜひ検討いただいて、1は事業所が疲弊をしておりますので、事業所のほうに対して是非そういうのを考えくださいということの内容にしております。

○委員（山口仁美君）

あともう一点なんですけれども、この公費の投入のイメージというのが、大体もう処遇改善加算のみで、例えば今おっしゃっていたような、全産業平均と同じ6万円とか7万円という金額を、処遇改善加算のみで補填されていくことを望んでおられるということでしょうか。

○陳情者（平田 優君）

先生方御存じのように、介護保険の制度自身が、報酬改定の中でこれを仮に組み入れると、利用料にはね返らざるを得ないというような、そういうあれになっておりますから、そうならないようにということかというと、直接的な税金なりをそれぞれの就労者に対して、足していくというようなやり方でしかないというふうに思うんですね。それは、かつてやられた時期もあるわけですから、ぜひそのことをもう一度検討頂ければというふうに思います。ですから、市町村長会等々の御要望、1兆円ぐらい介護保険に関しての投入をというような御要望があるのも、具体的なそういう内容でされているというふうに思いますので、その線に従ってぜひ検討いただければということ、ぜひ国のほうにお伺いを。趣旨はそういうことです。利用料にはね返らないようにということをお願いしたいということです。

○委員（山口仁美君）

ちょっと今ここを確認したかったのが、この2項目というのが、財政措置の部分とそれから処遇改善の部分と二つの目的があるのかなというふうに読み取れたものですから、これが本当にこの一文で済ませるのか、それとも前半と後半で分けて、処遇改善は処遇改善、そして財政の在り方、介護保険の在り方については在り方についてというふうに、分けても差し支えないのか、というところを確認させていただきたいです。

○陳情者（平田 優君）

陳情の趣旨という意味でいうと同じです。そのように御理解いただいて結構だというふうに思います。

○委員長（松枝正浩君）

ほかにございませんか。私のほうから少し確認なんですけれども、国への意見書を上げるという

ことで、前回も国のほうへ意見書を議会から出したわけですが、この意見書を出す提出先、ここについて少し御確認させていただきたいんですけれども、前回は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣ということで、5人の方に提出をしているわけですが、今回も同じようなことで、5名の方に対しての連名でお出しするということによろしいでしょうか。

○陳情者（平田 優君）

前回の法案審議、報酬改定との関係の新しい制度との関係の中でそのような、衆参両院の議長含めたということになりましたけれども、今回はどちらかというと政府のところへのお願いということで結構だと思いますので、場合によっては、もう内閣総理大臣一本で結構だというふうに思っていますが、関連する大臣ということでいうと、厚生労働大臣、財務大臣というのは必要かなというふうに思います。

○委員長（松枝正浩君）

分かりました。では今、趣旨は理解しましたところなので、あとはまた委員会のほうにお預けしていただくということでよろしいでしょうか。

○陳情者（平田 優君）

よろしくお願いします。前回もそのようにして、とてもいい意見書を出していただきましたので、御信頼を申し上げますのでよろしくお願いいたします。

○委員長（松枝正浩君）

この陳情第1号に関して、ほかに質疑はございますでしょうか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、次に、陳情第2号について、質疑はありませんか。

○委員（宮田竜二君）

それでは陳情第2号について、質問させていただきます。今朝の南日本新聞社に、霧島市社会保障推進協議会から、霧島市にこの介護保険に関する要望書が提出されたという記事が載っておりますけれども、その霧島市に提出した要望書の内容と、この陳情の内容というのはイコールと考えてよろしいでしょうか。

○陳情者（平田 優君）

私、そのことを最初には言わないといけなのを忘れておまして、申し訳ございません。先生が言われるように、ちょうどいいタイミングで新聞を取り上げていただいたんですけれども、市長にも諮っています。本来であると、こういう施策をしてくれというのは、市に要望するべき事項ですので、ちゃんと市のほうには同じ内容でお願いして、議会の先生のほうには、ぜひそれを後押しをお願いしたいと思ひまして、議会の決議をお願いしたいと思っております。

○委員（宮田竜二君）

霧島市独自の緊急施策ということですので、これでいきますと、今ちょうど、令和7年度の予算を今、審議している最中になります。もしこれの陳情が採択されたりしたら、前に進んでいくかどうか分からないんですけれども、進んでいく場合は、令和8年度の予算という形になるんですけれども、そういう形に、一番早くて令和8年度になるような形になりますけれども、それでもよろしいでしょうか。

○陳情者（平田 優君）

これは市長を含めた市の執行部のところで御検討いただいているということになりますから、どういう形でされるかというのは、その範囲の、趣旨はこういうお願いをしていますので、実現可能なところからしていただければというふうに思っておりますけれども、ここにある、特に①ですね、②はちょっとどこまでするのかによって金額えらい違うんですけど、①のほうは、仮にこの制度をきちんとつくっても、あまり大して額にならないです。①にしてもそれこそ何人の範囲だと思う。対象人数がとにかく少ないですから、①にしても②にしても、③でも今のところ遠隔というのも地

域的にいうとまだまだ少ないレベルでされて、現実問題として今やられているという3kmという範囲を区切ったら多分数件だと思います。ですから、そんなに大きな額にならずに、ただこれはものすごくメッセージ性が強いと思うんです。ほかにやってる市町村がないわけで、こういう制度をですね。ましてやこういうまとまった形でやっているというようなことないわけですから、霧島市では、やはり介護保険をする事業所に対してやはり応援をしていると、何とかしようとしていると、いうことに対する、他の自治体に対しては先進性、市民に対して、事業所に対してやはりそういう、メッセージ性が強い施策だというふうに思っておりますので、その辺りはぜひお飲みおきいただいて、御議論いただければというふうに思います。

○委員（山口仁美君）

全体的には非常によく理解できる内容だなと思いつつ、ただ中身について少し具体的にどういうことだろうという部分がありますので、幾つか確認をさせてください。まず、初任者研修費用、全額市負担なんですけれども、これは一部ではなくて全額でないといけないということなのかをまず教えてください。

○陳情者（平田 優君）

仮に数万円が1万円は自己負担してよという話になるのかどうかありますが、それよりは全額したほうが、市としては格好いいんじゃないですかねと思うんですけれどね。そんなレベルで考えております。ですから、ただ大事なのは、やはりそのことを市が助成をして応援してるということが伝わるということが大事だと思いますので、そういう制度をぜひつくっていただければと思います。

○委員（山口仁美君）

この①のところなんですけれども、この対象の事業所というのを、どこで線を引くのかというところが少し知りたいなと思ひまして、また、先ほどお話の中で、社労士さんに入ってもらってというようなお話もあったかと思うんですけれども、どこの部分からがこの対象になるのかなというところを教えてください。

○陳情者（平田 優君）

今回に関しては、先ほど申し上げましたように、介護保険というのはそもそもものすごく大きな矛盾を抱えておりますので、じゃあ通所系はいいのかという話にはなるんですけれども、ただ、一番今緊急火急で困っているというのは訪問系だというふうに思いましたから、訪問介護事業所への緊急的な施策ということでお願いをしておりますので、ただ、初任者研修を制度化しようとしたときに、初任者研修でその資格取得が条件になっているとかほかにも幾つかありますから、それは対象含めるのかどうかという、その辺りは、それはもう議論いただいたら結構だと。趣旨は、訪問系を中心にぜひお願いしたいと思いますから、それ自身が広がることは全然私は歓迎はしておりますけれども、そのように御理解いただければと思います。ぜひ執行部のところに積極的な検討を御要望いただければと思います。

○委員（山口仁美君）

揚げ足をとっているわけではないので、ちょっと御理解いただきたいところではあるんですけれども、例えば、遠隔地へのという表現があるんですけれども、これは、今ある事業所から遠くまで訪問介護を出している場合とかいうことなのか、それとも対象の地域が例えば中山間地域とか、先ほど福山の名前も出てきましたけれども、そういう地域を絞って、このエリアは訪問の介護の事業所等が少ないので、そこに行く場合には、もう一律で出すといった形を想定されているのか。そこを教えてください。

○陳情者（平田 優君）

先生が御質問との関係でいうと前者です。地域を絞っては、今の制度でもそういう考え方は似たようなところがあるんですけど、やはり非常に使いづらいですね。福山はよくて霧島町は駄目なのかとかいう話にはならないと思うんです。1件あるけれども。やはり1件あっても、今みたいな就労状況だと、行けるヘルパーさんがいないからということで、国分から行ける場所があった

ら走ってよとかいう話に当然なるわけで、そうしたときに、実際に応じてやはり遠隔地に行ったところが得れるような支援、どういう制度ができるかというのは私もよく分からないんですけども、趣旨としてはそういう趣旨になります。

○委員（藤田直仁君）

状況を教えてほしいところがありまして、皆さんどこの事業所も一生懸命やられているのではないかなと思うんですが、ICTを導入したような見守りシステムとか、そういうのをやはり今使ってらっしゃる事業所なんかもあるんでしょうか。業務の効率化を図るためにですね。

○陳情者（前屋光宏様）

私は、ケアマネジャーの仕事をさせていただいているんですけど、まだ最近よくレンタルで見かけるのは、導入実績があるのは、GPSを靴とかに内蔵して、ある一定のエリアを出ると特定のメッセージが受信される。そこからGPSをのぞくと、どこにいるというのが分かる、移動も分かるというところの利用は聞いたことがあるんですけど、それ以外にいろいろ多分、業者さんがたくさんあって、たくさん種類はあるんですけど、私に関わっている中では今のところGPSぐらいです。

○委員（藤田直仁君）

今回の要望書には、事業者に対しての支援とか、それから利用者に対しての支援、もちろんその事業者の支援の中には、就労者に対しての支援というのも含まれて、もう満遍なくいっているんですけど、もう少し業務の効率化、どうしても人手不足を補うためには、そういうICTの導入も積極的なものも必要なかなとちょっと感じたものですから、今その現状をちょっと聴かせていただきました。

○陳情者（平田 優君）

先生、この検討の2のほうの一番最後の④があるじゃないですか。これに本当はICTと入れていたんです。2のいわゆる第10期に向けた。個別の事業所がそれぞれそういうのを入れるというのはこれ大事だと思うんですけど、どこかがコーディネートしないと、地域の中では使えないですよ。例えば今の中でも、今日、ヘルパーステーションの主任さんとか、関係するところも幾つかお誘いしても、もうそういう主任さんレベルが支援に入っているから忙しくて出れないというのもあったりしますし、だから、担当者会議を開くのも結構大変な時期になって、それは今もういわゆるリモートを活用したりとかいうのはあるんですけど、それ自身をやはりちゃんとした仕組みにしてネットワークにしないと、いろんな事業者が参加する担当者会議なんかは使えないと思うんですよ。ですから、そういうのを一番最後で、霧島モデルをつくってくださいというような話にしているということです。そういうのはやはり少しちょっといろいろなところから見ていただいたほうがいいのではないかなというふうに思っています。

○委員（有村隆志君）

質問という質問ではないかもしれませんが、本当に多分、福山のほうがさっきお話しされて、佳例川とか遠くに行くだけで1時間とかいう話で、帰って往復2時間で、そこに行った時間は30分ない、その時間でそれを賄えと言われても本当に困る話で、本当に御苦労されて、商売と、事業として、そういう人をたくさん抱えると、会社によってほとんど報酬は入ってこないということになるのかなと思って、それを今一生懸命やられてる方が一番大変な思いを。行った先では、本当にこの方をどうしようかという思いで関わってらっしゃるということに敬意を表したいと思います。本当ありがとうございます。それで、ここにあることはもう本当に最低限の話なのかなという、今、市でも観光協会あたりはその事業者に、新規で勤めた人を人材確保のために研修をやったりしておられますので、やはりこういうのはありかなという気がするところでございます。あと、市独自でやはり、これは去年も来られたときに申し上げたんですけども、そういう遠隔地の支援が霧島市はないというのは分かって、何もしなかったのかなあということでお話をしたところでした。今後も、先ほどお話をすぐにといいことではないけれども、やはりここはしっかり、そこに書いてある霧島市ではということも検討すべきことなの、というのは、地域で皆さまがいないと、誰も行

かなくなるということが、そこが一番ネックなのかなという気がしておりますので、質問という形ではないですけど、こういうことが今現場の一番問題じゃないかと思うんですが、どうでしょうか。

○陳情者（平田 優君）

先生おっしゃるとおりだと思います。今日御出席いただいてない、我々の団体でいうと、国分生協病院のヘルパーステーションの主任さんの話なんかを聴きますと、あそこは平均年齢60歳ぐらいになっているということで、それでも若いほうだというふうに言われてましたけれども、70歳でヘルパーさんが普通ですよと言われてましたけどね。ですからここにもありますけれども、やはり10年先はもう多分事業所の存続自身は、分からないというふうに、多分ないんじゃないですかねというふうに言われていますね。多分、今の在宅をされた訪問介護事業の事業者さんにお聴きになられたら、よほどの大手は別ですし、そういう今、施設併設のヘルパーステーションありますよね。そういうのは多分別だろうなとは思いますが、我々イメージしている在宅のヘルパーステーションなんかのところに聴いたら、同じような多分回答されると思うんですね。ですから、やはり10年後の先がない。この業界というのか、これは基本としては何とかしないといけないということだと思いませんか。これ国が本来は考えるべき事項だというふうに思いませんか。ただ、やはり国も細かなことはなかなか気が付かないから、それはそれで地方でしなさいということだと思いませんか。この遠隔地に対する視点だとか何だとかというのは、私はむしろそっちのほうに入るのかなというふうに思ったりするんですね。やはりこれからもう不可分だと思いませんか、もう遠くに行かないといけないとかという、それに対してどういうふうにそのことを、行くほうもそのことで見合うような中身をつくっていくのかというのを、もう一度制度設計し直すということがどうしても必要だろうと思いませんか。何点かありますけれども、やはりビジネスモデルで考えたときに、やはり、新卒の、例えば専門学校を出たりしたような人がちゃんと採用されて、その人たちが人材となって進めるような、そういうのをイメージしない限りは、この業界なかなか未来はないというふうに思いませんか。そうなったときに、フルタイムの正規職員としてヘルパーをしながらしていくというのを考えて、そういうことを考えながらやはりこういう、いわゆる処遇はどんなふうにしていけばいいのかとかですね。サービスレベルはどんなふうにしていけばいいのかとかいうのになっていくんだろうなというふうに思いますが、そういうことでもない限りは、多分この業界自身に関してはなかなか難しいと思います。厚生労働省、人不足との関係の中で考えているのは、外国人材の登用とかというのを考えておられるみたいですが、私は施設は可能性は大きいと思いませんか。やはり、なかなか在宅にというのは相当ハードルが高いと思いませんか。で、先生方もお考えのように、ヘルパーさんはものすごくレベルは高いんですね。しないといけない業務というのはそんなに簡単じゃないですもんね。やはりコミュニケーションの中で日常生活に気づき、変化に気づき、というような話が大事になっていくわけですから、やはりそういうことをしながら、その在宅の暮らしをどう支えていくのかということの中で地域づくりがされていくということがとても大事だと思いますので、それを考え合う一つの機会にいろいろできているというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

○委員（山口仁美君）

市立の在宅介護支援センターというのは、以前の語ろかいのときにもお話しいただいたように記憶しているんですが、この市立の在宅介護支援センターなんですが、直営で運営をするという形で前、お話しいただいたかなと思いますが、この直営で在宅介護支援センターを設立する目的、市立ではないといけない、直営でないといけないという、その目的が何かあれば教えてください。

○陳情者（平田 優君）

可能かどうかは別で、それは大いに議論いただいて結構だと思います。医療に関しても一緒ですよ。こちらのような医療センターみたいなやり方ありますけれども、基本的に市が責任を持たれている事業になりますけど、鹿児島みたいに直接的な市立病院を運営されている市もありますけれども、今回この場合にこのような形にしたのは、先ほども申しましたように、いわゆる人材をど

う確保するのかという点です。量的にどんなふうに人を確保するのかというと、考えたときに、やはり市が直接に雇用するということは私は必要だと思っているんです。極端に言うと、公務員の待遇で、福祉介護人材を雇用するということでもない限りは、なかなかそれは今の現実的に人間を確保するというのは難しいんじゃないかなと思うんですね。それはぜひ、この場において現実的な話として議論いただければというふうに思いますけれども、ここに書いてる趣旨はそういう趣旨になります。

○委員（山口仁美君）

この直接雇用を行って、市の公務員と同じような待遇となってくると、それなりの費用が掛かるので、恐らく介護保険の事業以上に、公費を投入をしてここだけを潤沢にするという形に見えるのかなと思います。そうしたときに、今既に事業をなさっている民間の方々の民業圧迫になるのではないかなという懸念も若干あるんですけれども、仕事の内容的には民間の介護事業者の方々と担えない部分だけをお願いするためにつくる。なので公費を投入するというイメージなのか、それとも一般の事業者と同じように、そこで確保してもらって、そこが潤沢に人が雇用できればいいということなのか、そのすみ分けの部分を少しお示してください。

○陳情者（平田 優君）

そんなに細かく考えているわけでもないで、そこらへん言われるととても困るんですけども、一つのイメージでお示ししているの、具体的にはそのあと御議論いただければというふうに思うんですけれども。私は、仮に、この3年後に霧島市が在宅支援介護保険事業所を作るというふうになっても、地域の介護保険事業所が、うちは困るというかなと思ったら、そうは言わないと思います。ただ、そことの連携とか協力がなくて多分できないから、一緒にやりましょうという形でどうしてもならざるを得ない。市がやりますと言っても、それじゃあヘルパーさんどっから連れてくるのかという話になるわけですから、だったら今あるところの協力を仰ぎながらしていくとかというようにどうしてもならざるを得ないんですけれども、そこまで考えてくれているということは伝わりますね。それはまた現実問題に話したときに、すみ分けとか何とかって話はあるのかもしれませんが、そこまで結構私は追い詰められていると思います。介護保険事業所で、在宅介護の事業所はですね。

○委員（山口仁美君）

今、少ない報酬の中で一生懸命運営をしていただいている中で、市が直営でつくって、そこが待遇がよかったからそこにみんな流れていくと、もっと大変になるのかなというふうにちょっと思った部分もありまして、であれば、処遇改善を市単独でも考えてもらえないかという内容と少し矛盾するのではないかなという懸念がちょっとあったものですから、お伺いしたところでした。もう一つなんですけれども、処遇改善加算を受給できるように、例えば社労士さんとかに入っていただくというような内容もあったかと思うんですけれども、実際、具体的にはどんなことでお困りになっているのかということが少しイメージがつかないものですから、例えばその研修の機会をちょっと提供してほしいということなのか、それとも書類の作成が難しいということなのか。事業者のほうで組織がなかなか小さくて、なかなか人を出すのが難しいので、そこを何か手伝ってほしいということなのか、どんなことで普段お困りになっているのか教えていただけると助かります。

○陳情者（前屋光宏様）

私で明確な回答ができるかはちょっとあれなんですけど、恐らく処遇改善加算を算定するに当たっての算定要件をクリアするための書類作成だったりとか、研修とか、そういうところに事業所の中で、どうしても大きな事業所であればいいんですが、小さな事業所になるとやはり先ほど申し上げたように、高齢化だったりとか、そういう制度にうまく適用できない事業所さんも多分あるかと思うので、そこを含めて専門の方のサポートがあればという趣旨でございます。

○陳情者（平田 優君）

社労士さんと言ったのは、処遇改善加算の場合、就業規則からつくり直さないといけないように

なるんですね。要するに単純にこんだけしたから給料をこれだけ広げますということじゃなくて、そのことがちゃんと示されて、それをちゃんと就業規則をつくって、それをまた提出するというような、そういうような、まず中小の、今回、処遇改善加算もピンからキリあるんですけども、一から使えるというのを思っても、ちょっとうちは無理かなというのは結構ありますね。そのことをとれるようにいうのは、一緒に伴走型で考えていって、これこんなふうにしたらできますよとか、こういう処理は私のほうがつくっておきますからとか、いう人がいれば大分違います。今は、それぞれみんな社労士さんに頼んでつくってもらったりとかいろいろしてるわけですけども、それを市が応援をするということで、本来受けるべき、そういう加算を受けられるというのは結構広がると思うんですね。難しい部分も確かにある。あとはもう一つ研修要件ありますので、その研修要件を、その人に応じてやっていけば、場合によっては、生徒1人でも研修していけば、終了になるわけですから、終了を認めればいいわけですから、そういうことなんかをやはりしていけば、細かくはしていけるというふうに思っているんですね。そういうことで、要はヘルパーさんが受け取る賃金が少しでも多くなるよねというのはできると思うんですね。今は、みんなそれぞれやってくださいねみたいなものですから、じゃなくて、一緒に取っていきましょうという形にしていくべきではないかなというふうに思います。

○委員長（松枝正浩君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

委員がなければ、委員外からの発言の申出がありますけど、許可してよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う声あり〕

○委員外議員（竹下智行君）

今回、陳情の内容というのは、訪問介護の報酬引下げとか、これは国全体の霧島市全体、事業所が関わる問題だと思っています。この陳情の内容をつくるのに、例えば、老人福祉施設協議会とかヘルパー協会とか、いろんな団体があるかと思うんですけども、そういった方々の思いをここに集約して陳情で上げていращやるかと思うんですが、これをつくるに当たって、そういう他の事業所の方とか、団体の方とか、そういった方々と協議しながらこういう陳情を作られるのか、そこ辺りのその声の吸い上げだったり、連携というのはどういうふうになっているのかなど。一緒につくっていけば、さらにまた充実したものができるのかなと思って、ちょっとそのところを質問させていただきます。

○陳情者（平田 優君）

今回に関しては、残念ながらそこまでは御相談できてないですね。先生言われるように、確かにそんなふうにつくっていけばいいと思うし、そういうようなのを今後目指していきたいというふうに思いますけれども、今回に関しては、ちょっと緊急火急というのもありましたので、我々のところで、関連する事業者さんとかにヒアリングをして、意見を聴きながらつくらせていただいたということになっております。

○委員（有村隆志君）

2号の陳情書のほうですけども、この1の②のところなんですけれども、市区町村によって利用者の所得に応じて利用料を助成することで利用料軽減しているところもありますということで、分かれば少し教えてください。

○陳情者（平田 優君）

すいません、ちょっとここで先生にお示しするぐらいの、どここの市でやっていますといううのは申し訳ない、言えないですけども、言えないというのは言ったら悪いということじゃなくて、ちょっとあるなというのは知っているんですけど、具体的にちょっとメモしてきてない、資料を準備してないということです。ただ、所得に応じて、いわゆる1割をそれをより半分にしたりとかそういうようなのをされてるところはあります。ただ、数的に多いかという、そうでもない

ですけどね。霧島市はそういうことやってないということです。これはそもそも制度設計との関係に繋がるんですけども、お金がないと、介護保険を受けれないというのに繋がりますもんね。今の一割負担はですね。これはやはりお金のない人でもちゃんと受けれるという仕組みをつくらないと難しいと思うんですね。これはやはり、そもそもの国の制度設計との関係の中で議論されるべきだろうと思うんですけど、もし可能であるなら、市のほうで考えて先鞭をつけていただければというふうに思っております。

○委員（山口仁美君）

1点確認なんですけれども、今回、緊急施策を求める陳情書というタイトルで頂いておりまして、1項目、2項目、あるんですけども、2項目については、検討を要望いたしますということなので、ここに書いてある内容が緊急施策というわけではなくて、ここを早めに検討してくださいということの理解でよろしいですか。

○陳情者（平田 優君）

そのとおりです。2に関しまして、ここにあります次期10期へつながるような内容として検討くださいということで、霧島市在宅事業所みたいなをつくらうという、今、そんなに簡単な話じゃないと。10期の中でも難しいぐらいかもしれません。ただ、どっかで足がかりをつくらないと難しいというふうに思いますので、ですから、今回、緊急火急、今年やるのか来年やるのかというような話の中で緊急性を持ってるやつと、次の、ちょっと先に検討しながら進めていったときに二つ分けてさせていただきましたので、ぜひ御検討いただければと思います。議会のほうからぜひ検討してくれということで、検討を委員会のほうで確認いただくというような範囲でも結構だと思うんですね。具体的にこのことは、成り立つものなんだろうか、お金が幾らぐらい掛かるんだろうかとかいうようなのは、ぜひしていただいても結構なのではないかなと思いますので、ぜひよろしくをお願いします。

○委員長（松枝正浩君）

よろしかったですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、以上で、陳情第1号及び陳情第2号についての、陳情者に対する質疑を終わります。陳情者の方にはありがとうございました。ここでしばらく休憩いたします。

「休 憩 午後 4時08分」

「再 開 午後 4時10分」

○委員長（松枝正浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、陳情第1号、誰もが安心して利用できる介護保険制度の充実を意見書として国へ求める陳情書について、執行部の説明を求めます。

○保健福祉部長（有村和浩君）

陳情第1号、誰もが安心して利用できる介護保険制度の充実を意見書として国へ求める陳情書について、ご説明いたします。介護保険制度については、団塊の世代が75歳以上となる2025年、その後、高齢者人口がピークを迎える2040年ごろにかけての介護給付費の増加を見据え、財政・サービス提供の両面から、安定性・持続可能性を高めていく必要があります。このような中、本市では、高齢者の方々が住み慣れた地域で安心して自分らしく、生き生きと暮らし続けることができる社会の実現に向け、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とする「第9期霧島市介護保険事業計画」を令和5年度に策定し、本計画に基づき各種施策の取組を進めているところです。陳情書に記載されている介護報酬については、国の社会保障審議会での議論を経て、政令で定められるものであることから、本市としましては、今後も引き続き、国の動向等を注視し、各種市長会等とおして適宜適切に要望活動を行ってまいります。なお、鹿児島県市長会、九州市長会、全国市長会における要望状況など、陳情に関する詳細につきましては長寿介護課長が御説明いたします。

○長寿介護課長（中村和仁君）

本件陳情書に関する1点目の報酬引き下げについて御説明いたします。介護報酬は、介護保険サービスを提供した事業所に対価として支払われる「基本報酬」と事業所の体制状況等による「加算」「減算」、地域格差を解消する「地域区分」の三つにより構成されています。また、これらは国が公定価格として定め、原則3年に1度、事業所の経営状況などを踏まえて改定され、令和6年度の基本報酬の改定率は、全体で1.59%のプラス改定が示されたところです。今回の報酬改定では、訪問介護の基本報酬はマイナス改定となったものの、介護職員の処遇改善加算については、加算率は引き上げられており、申請方法の複雑さを解消するための一本化や算定要件等の見直しも行われています。また、訪問介護の処遇改善加算は、加算率が全てのサービスの中で最も高い最大24.5%となっています。これらのことから、訪問介護事業所の介護報酬について、処遇改善加算の取得により事業所の収入が大きく減少するといった事態は避けられるものと考えておりますが、中小規模事業所の経営を圧迫する懸念もあることから、全国市長会をとおして、「地域の介護を支える中小規模の訪問介護事業所が安定してサービスを提供できるように、必要な措置を講じる」よう、国等へ要望活動を行っています。次に、2点目の国の財政措置強化等について御説明いたします。本市では、持続可能な介護保険制度の確立に向け、鹿児島県市長会、九州市長会、全国市長会をとおして、「介護保険財政の持続的かつ安定的な運営のため、国費負担割合の見直しを行うなど、都市自治体の財政負担や被保険者の保険料負担が過重とならないよう財政措置の充実をはかる」よう、国等へ毎年要望活動を行っています。また、国は介護人材の確保のためには、他産業の選択・他産業への流出を防ぐため、全産業平均の給与と差がつく中、緊急的に賃金の引き上げを行うことが必要であるとして、令和6年度補正予算において806億円の介護人材確保・職場環境改善等事業を新たに計上したところです。以上で陳情第1号についての説明を終わります。

○委員長（松枝正浩君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（山口仁美君）

今、御説明を頂いた課長のお話の印象なんですけれども、印象として、基本報酬はマイナスとなったんだけど、処遇改善の加算が最も高い24.5%の加算が行われているというようなことなので、訪問の事業所の介護報酬については収入が大きく減少するといったこと自体を避けられるものと考えているというような御表現だったわけなんですけれども、実際、実態としては本市の事業者さんたちは、大した影響はないというふうな理解でよろしいですか。

○保健福祉部長寿介護課介護給付グループ主査（窪田宗摩君）

課長口述の中で、介護職員等処遇改善加算を取得している状況もあることなどから、大きく影響しているものはないというふうな表現させていただいたところなんですけれども、実態としまして、今回、介護報酬改定によりまして、訪問介護が下がった一番大きな原因というものが、国の経営実態調査の中で、優良住宅等の集合住宅を抱えている訪問介護サービス事業所があまり移動をかけずにサービスを提供することが一つのビジネスモデルとして、経営的にかなりいい影響を及ぼしたことから、介護報酬の中で、訪問介護が下がったという経緯がございます。そういった中で、本市の実情を見ておりますと、同じように、施設を有してるサービス事業所も半数以上あるところも事実でございますし、かたや中山間地域で1事業所当たりかなりの移動距離をされているところがあるのも実態でございます。そういったことも踏まえまして、事業所に応じて、結構実態が異なるというのが率直な感想でございます。

○委員（山口仁美君）

陳情者のほうのお話の中では、例えば福山地区であったりという、本市ならではのかなり広大な面積を有するがための苦勞みたいなものが感じられたわけなんですけれども、これは押しなべて全体を見れば、そんなに困ってないというような理解の仕方でいいのかなというふうに思います。やはり中山間地域を抱えているがゆえに、中山間地域のほうに走っていただく事業者さんたちがどのような影響を受けているかというのは実態として知りたいと思うんですが、どのような状

況でしょうか。

○保健福祉部長寿介護課介護給付グループ主査（窪田宗摩君）

中山間地域がかなり現状として、都市部の施設系を有してるサービスと異なるというのは理解してるんですけども、では具体的にどこの事業所が幾らぐらいとかそういったものについては把握していないところです。また今現在、休止中の訪問介護サービス事業所を含めて全体で25事業所あるんですけども、そのうち、そういった先ほどから述べております集合住宅等を有している事業所っていうものが14事業所あります。そういったところについては、先ほど来、述べてます影響というものもあると思うんですけども、そういったところを有していない中山間地域につきましては、ちょっとまた実態が違うことということも事実かなというふうに思っております。

○委員長（松枝正浩君）

休憩します。

「休 憩 午後 4時20分」

「再 開 午後 4時22分」

○委員長（松枝正浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。先ほどの答弁に補足する答弁を執行部お願いいたします。

○保健福祉部長寿介護課介護給付グループ主査（窪田宗摩君）

先ほど把握できてないというふうに回答させていただいたんですけども、この大きな要因といいますのが、今回、訪問介護の事業所で特に加算率が一番大きいとされた処遇改善加算等につきましては、各事業所ごとに、どういった利用者を受入れていらっしゃるか、その人数、また、各事業所ごとにとられている加算に、全体に加算率というものが加わるものになっておりますので、そこは各事業所さんの利用者の状況ですとかに応じた取得の状況になっておりますので、そこはちょっと把握できていないのが現状でございます。

○委員（前島広紀君）

今の関連することなんですけれども、今回の陳情者の意見の中には、職員の確保、これがすごく給料が安いことが根底にあると。それとまた処遇改善加算に関しましても、今のそちらの説明では、訪問介護の処遇改善加算は、加算率が一番高い24.5%ということなんですけれども、これは元を下げてこれ、訪問介護の介護報酬を下げて、これに24.5%をかけるわけだから、こっちが下がってるからこれは下がるわけですよ、当然。デイサービス、通所の場合は、こっちがもともと高いから、この掛け率を下げたわけではないけど、掛け率が低くてもここは高いわけです、もともと。ですから、今一番苦しくなっているのは、訪問介護の事業者が苦しくなってる原因というのはこれが、大本が下がったから掛け率が上がったところでこっちがもともと集合すれば低いということで苦しくなっているのが現状で、それを陳情者の方は要望したわけなんです。その辺りは理解していただきたいと思いますが、今言ってることまでは分かりますか。

○長寿介護課長（中村和仁君）

確かに訪問介護につきましては、改定を下げて、その分加算を上げてるということで理解はしております。前島委員が言われたことについては把握しております。

○委員（前島広紀君）

そのことに関しまして、国がこういう掛け率を出す根拠としましては、先ほど有村委員が言われた都会の割がいいところのを根拠にして、こういう掛け率を持ってきて、訪問介護を下げてこっちの掛け率を持ってきたわけなので、先ほど話がありました中山間地域においてはもともともうこの元が少ないわけですよ。1日、1人で2件か3件行けばいいほうだと思います。移動時間とか考えるとですね。また集合施設にしても、そんなに入居率が多いわけでもない、地方においては。ですから、訪問介護の事業者というのは、実際、先月、社会福祉協議会、社協も撤退したわけじゃないですか、去年。そういうのが現実であって、もう一つは、処遇改善加算、これに関しましても陳情者からも意見がありましたけれども、書類の作成がすごく複雑なんです。それに対して、会社に

処遇改善加算が入って、それを職員に支給するような流れになっているわけなんですけれども、その書類の作成がとても複雑です。ここにどこか、複雑さを解消するための一本化や算定条件の見直しとありますけれども、これが本当にややこしいんです。この業界でも、M&A、合併、こういうことが今もう盛んに行われているのが現状で、それができない施設は閉鎖していかざるを得ないというふうになっているのが現状です。そういうのを解消するために、陳情者からは、書類のモデル化、そういうのを市が作ってほしいということが要望だったというふうに思うんですけれども、そういうことは検討される考えはないでしょうか。

○保健福祉部長寿介護課介護給付グループ主査（窪田宗摩君）

処遇改善加算に関する業務の手間の話だと思いますけれども、答弁書にもありましたけれども、もともとこの処遇改善等加算、一本化される前は三つありまして、介護職員処遇改善加算、特定処遇改善加算、ベースアップ加算、三つありましてそれぞれで様式を作成していただくということで、事業所にとってはかなりな負担があったところでございます。またこういったところの要望が全国から国にも上がっておりまして、昨年、介護職員等処遇改善加算ということで一本化されまして様式も一つに集約されたところでございます。ただ、私ども、書類を受け取るに当たりまして、事業者から相談が多いのも事実でございますので、これまでも、よくある質問集とかいう形で周知を図ることで、もうほぼ全ての事業者が処遇改善加算は取得されているんですけれども、より分かりやすいような形で説明を努めていたり、例示等もつくっていただければというふうに考えております。

○委員（前島広紀君）

三つが一本化されたというのは、3年かかって一つずつこうつくってきたから、三つが一つになった話であって、複雑だから一本化したわけではない。一つずつ、3年かけて上がってきたものが一つになったという流れですね。そして、もう一つお尋ねしたいのは、先ほど陳情者から、利用率の軽減がある市があるという話もあったんですけれども、利用率の軽減ってどういうやり方をするのか、大体今、1%か2%、3%はいらっしゃらないかなと思いますけれども、そういう負担――。

○委員（藤田直仁君）

ちょっと口述書の解釈をちょっと確認させていただきたいんですが、2ページの上から6行目のところで、全国市長会を通してということで、要望書が上がっていると思うんですが、この地域の介護を支える中小企業というところの部分は、今先ほどから言ってる遠隔地、中山間地域を扱っているような事業所のことを指しているということでまず確認させてほしいんですが、そういう意味合いで書いてある文章ですか。

○保健福祉部長寿介護課介護給付グループ主査（窪田宗摩君）

おっしゃるとおりでございます。

○委員（藤田直仁君）

それであれば、もちろん市長会も中身についてはよく分かってらっしゃるということを踏まえた上で、必要な措置を講じるというふうに文が閉じてるんですけれども、具体的にはどういうものというような、何についてどういうことをしてほしいというような内容の文はこの下には続いてないんでしょうか。あるとすればご紹介願えないでしょうか。

○保健福祉部長寿介護課介護給付グループ主査（窪田宗摩君）

要望書においてはこの文面となっております、ここの後段につながる文章としてはありません。ただ、全国の自治会、市長会としての考え方としましては、今、問題となっております訪問介護サービス事業所におけるサービスの距離の問題ですとか、地域の1日当たり行ける件数とか、そういったことも踏まえた上での要望活動となっております。こうしたことを受けまして、国は今、令和6年度、介護報酬改定の効果実証研修というものを行っている最中でございまして、今回新たに、地域の実情や事業所規模等を踏まえた持続的なサービス提供の在り方の実態調査というものも国の

ほうで令和6年度に、今、行ってる最中でございます。

○委員（宮田竜二君）

執行部の答弁で要約しますと、この陳情の1番目に関しましては、要は、訪問介護の報酬引下げになったけれども、事業者の経営的には収入が大きく減少するといった事態は避けられているので、これはする必要ない。報酬の引下げを撤回する必要はないという見解。それと2番目は、もうこれは進んでますよ、やってますよと。要は、令和6年度の補正予算で806億円の処置をやりましたという要約という認識でよろしいでしょうか。

○長寿介護課長（中村和仁君）

宮田委員が言われるとおりということです。

○委員（宮田竜二君）

その理解が合っているということです。ちょっともう一点、もし、1番目ですね、報酬引下げは撤回する必要はないということなんですけど、もし撤回した場合として、実施前に遡って補償ってこういうことが、作業的に自分は不可能なのではないかなと思ってんですけど、こういう可能性はあるんですか。

○保健福祉部長寿介護課介護給付グループ主査（窪田宗摩君）

これは国が政令で定めているものですから、そこでどういう文言になるかとか、書きぶりにはなるとは思うんですけども、ちょっと市町村の立場でちょっとお答えする立場にないかなと。

○委員（有村隆志君）

この執行部の皆様から御回答いただいた中で少し確認したいんですけれども、今回の6年度補正予算において806億円の介護人材確保と環境改善等事業を新たに計上しましたということで、具体的にはこれが、そう詳しくはおっしゃらなくてもいいんですけど、人への支援なのか、事業所への支援なのか、そして、どういうことを目的として効果を狙ってるか、そこら辺のお話をお願いします。

○長寿介護課長（中村和仁君）

この介護人材確保の806億円の事業につきましては、介護職員等の処遇改善加算を取得している事業所、処遇改善を取得してる事業所に対して、本事業は実施するもので、常勤換算で1人職員当たり平均約5万4,000円程度の金額を補助するというようなものになっております。

○委員（有村隆志君）

これは一緒、職場環境改善事業ということで、これは個人へということですね。

○保健福祉部長寿介護課介護給付グループ主査（窪田宗摩君）

先ほど課長の答弁に補足させていただきます。この国の補助事業につきましては、処遇改善等加算を取得している事業所のうち、生産性を向上して、さらに業務効率化や職場環境の改善を図って、介護人材確保定着の基盤を構築する事業所に対して補助されるものでございます。その積算根拠としまして、常勤換算方法で、1人当たり5.4万円相当というふうに考えられているところでございます。

○委員（前島広紀君）

今の5万4,000円の件なんですけれども、国がそういう言い方をするからね、職員は5万4,000円もらえるもんだと思うんですけども、実際計算してそんなにもらうことはまずないです。これは全国的な話であって、小さな会社に対しては、もともとが小さいわけだから、そんな5万4,000円というもんだからみんなそう思うんですよ。現実には理解しておられますか。

○保健福祉部長寿介護課介護給付グループ主査（窪田宗摩君）

委員おっしゃるとおり、国が5.4万円というふうに示しているものですから、我々もそうじゃべらざるを得ないところもあるんですけども、ただこれもサービスごとに交付率というのは全然違ってまして、訪問介護ですと交付率が10.5%とか、そういった相当の額でしか示されていないところです。実際、介護職員の方が本当に5.4万円をもらえると勘違いされるというふうな、事業者さんからもそういった話を聴いております。

○委員（前島広紀君）

それものですし、最低賃金の上昇率、これもこれ以上の上昇率ですよ、現在。その辺りは、訪問介護を苦しめている原因だと思いたしますが、それも理解できますか。そっちが答えることかわからないけど。

○委員長（松枝正浩君）

休憩します。

「休 憩 午後 4時37分」

「再 開 午後 4時38分」

○委員長（松枝正浩君）

休憩前に引き続き再開いたします。執行部の答弁を求めます。

○長寿介護課長（中村和仁君）

最低賃金の上昇ということにつきましては把握して、ということになります。

○委員（藤田直仁君）

先ほどの制度のことだったんですけれども、その事業ですか。条件が付加されてた形で今説明を受けたんですけれども、それ自体を、それぞれの事業所というのにはどういう形で伝えてあるのかというのをまずお聴きしたいんですが。

○保健福祉部長寿介護課介護給付グループ主査（窪田宗摩君）

本事業につきましては、国の補正予算の関係なんですけれども、実施主体は都道府県となっております。鹿児島県のほうが3月議会のほうに提案中の事業でございますので、ちょっとまだその議決がないことにはちょっと説明もこちらでできない状況でございます。

○委員（藤田直仁君）

それが決まれば、これは市のほうにおいてくるというような考え方でよろしいですか。最終的には市のほうで、それぞれの事業所に御案内をするというような流れで考えてよろしいでしょうか。

○保健福祉部長寿介護課介護給付グループ主査（窪田宗摩君）

実施主体が都道府県でございますので、県が事業者さんと直接やりとりするものになります。市としましてはそれらを細かく説明していったりしていきたいというふうに考えております。

○委員（山口仁美君）

1点確認をさせていただきたいんですけれども、全国市長会を通して国へ要望活動を行っているというような御説明がありましたが、これは令和7年度の施策に関する提言というのを市長会のほうが出しておられて、その中に18番目なんですけれども、介護保険制度の充実強化に関する提言というのがありましたので、この市長会のほうから出している提言のことを指しているということで理解してよろしいですか。

○保健福祉部長寿介護課介護給付グループ主査（窪田宗摩君）

はい、その理解で大丈夫でございます。

○委員（山口仁美君）

であれば、先ほど陳情項目2で、宮田委員のほうからこの2項目めについては、既にやっていますという理解ですというようなことだったんですけれども、7年度の提言に含まれているので、この趣旨は同じ方向性だということでよろしいでしょうか。

○保健福祉部長寿介護課介護給付グループ主査（窪田宗摩君）

趣旨は一緒でございます。ただ、令和6年度ももう要望済みでございます。

○委員長（松枝正浩君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、以上で、陳情第1号についての執行部への質疑を終わります。次に、陳情第2号、誰もが安心して利用できる介護保険制度の充実のための霧島市独自の緊急施策を求める陳情

書について、執行部の説明を求めます。

○保健福祉部長（有村和浩君）

陳情第2号、誰もが安心して利用できる介護保険制度の充実のための霧島市独自の緊急施策を求める陳情書について、ご説明いたします。介護保険制度に係る人材確保・生産性向上の取組については、令和5年5月に成立した「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」が令和6年4月に施行され、都道府県に対して、介護サービス事業所・施設の生産性の向上に資する取組が促進されるよう努める旨の規定が新設されました。また、第9期介護保険事業計画策定に係る国の基本指針において、市町村は、都道府県と連携し、都道府県が実施する施策の事業者への周知等を行うことが重要であると明記されました。このことなどから、本市ではこれまで、国や県が実施する人材確保・生産性向上に資する取組等について、市内事業者に対して周知を図るとともに、必要に応じて事業等の説明を行ってまいりました。今後も引き続き、国・県の動向等を注視し、適切な対応を取ってまいります。利用者負担や介護報酬等に係る本市独自の施策については、令和9年度からの第10期介護保険事業計画に向け、既に国の社会保障審議会等で議論が始まっていることなどから、同審議会等における議論の推移を踏まえ、他自治体の動向も見極めながら検討してまいります。なお、本陳情に関する詳細につきましては長寿介護課長が御説明いたします。

○長寿介護課長（中村和仁君）

本件陳情書に関する1点目の訪問介護事業従事者確保及び低所得者への利用料助成について御説明いたします。介護職員初任者研修過程については、鹿児島県が法人に対する介護人材確保対策事業として、研修受講に係る費用などを助成しています。訪問介護における遠隔地への支援については、事業者が過疎・辺地地域、特定農山村地域に居住している利用者に対して、通常の事業実施地域を越えてサービスを提供した場合、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」を請求できる制度があります。また、通常の事業実施地域内であっても、一定距離を超える利用者への訪問サービスの実施については加算される制度もあります。なお、介護職員等処遇改善加算の一本化を含む令和6年度介護報酬改定について、市独自の「よくある質問集」を作成するなどして、事業所への周知徹底を図ったこともあり、現在、全ての訪問介護事業所が介護職員等処遇改善加算を取得しています。今後も引き続き、国県事業の周知徹底を図るとともに、集団指導や運営指導等をとおして取得可能な加算の説明に努めてまいります。低所得者への利用料助成については、現在、国の社会保障審議会において一定以上所得の判断基準についての議論が行われており、特に、被保険者の所得分布を踏まえた利用者負担2割の対象拡大について、第10期介護保険事業計画期間の開始前までに結論を得るとされています。本市としましては、当該審議会での議論を注視するとともに、生計が困難である方等に対して社会福祉法人等が利用者負担軽減を行った際に助成を行う「霧島市社会福祉法人等介護保険利用者負担額の軽減制度」の周知に努めてまいります。次に、2点目の次期介護保険事業計画に向けた施策についてご説明いたします。地域包括支援センターについては、市が社会福祉協議会に運営を委託し、総合相談業務や介護予防ケアマネジメント業務等を実施しています。また、訪問型のサービスとして、シルバー人材センター等の事業所に訪問生活支援サービスを委託して、在宅での暮らしを支える総合事業の取組を独自に行っています。介護報酬については、国が前回改定の影響調査等を実施し、全サービスの経営状況等調査の結果を踏まえたうえで、審議会での議論を経て政令で定められるものであることから、引き続き今後の議論を注視してまいります。なお、介護人材確保等のためのネットワークづくりや奨学制度等については、鹿児島県が「鹿児島県介護生産性向上総合相談センター」を設置し、生産性向上に向けた取組を支援するワンストップ型の支援相談業務を実施するとともに、事業所向けに介護福祉士修学資金等貸付事業、介護員養成研修費用助成事業、介護職員実務者研修費用助成事業等を実施しており、本市としても市内介護サービス事業所に対して周知を図っているところです。以上で陳情第2号についての説明を終わります。

○委員長（松枝正浩君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

○委員（山口仁美君）

ほかの自治体、全国どこでも構いませんが、訪問介護の初任者研修費用を全額市で負担をされているような事例というのがありますか。

○保健福祉部長寿介護課介護給付グループ主査（窪田宗摩君）

答弁にもありました県の補助が、これは補助率が2分の1が上限ということで、その研修費用受講費用も示されているもので、県の補助を使わない形で市が100%出してるというのはちょっと、こちらとして把握できない状況です。

○委員（山口仁美君）

さっきの御説明の中で、現在全ての訪問介護事業所が介護職員等処遇改善加算を取得していますということなので、陳情者のほうからは、そういう処遇改善の加算を受けることのできない事業所に対して支援をできないかというような内容ではあったんですけども、今の時点では、この点については必要ないというような理解でよろしいでしょうか。

○長寿介護課長（中村和仁君）

霧島市におきましては、今、24の事業所が処遇改善加算を取得している状況です。ですので、現状では陳情であったような分については必要ないかというふうに考えております。

○委員（山口仁美君）

この陳情項目を考えてこられた背景に、やはりその研修であったり書類作成だったりそういったものが非常に大変だということで、高齢化もありまして就業規則との整合性をとったりというようなところで、非常に難しい部分が多いというようなことが背景にあったようでございます。ここに先ほど説明の中で集団指導や運営指導を通して、取得可能な加算の説明に努めてまいりますというような御説明を先ほどいただきましたが、こういった就業規則であったり、研修加算の要件を満たすための支援というのは、先ほど説明があった集団指導や運営指導等の中で含まれているというふうに考えてよろしいですか。

○保健福祉部長寿介護課介護給付グループ主査（窪田宗摩君）

集団指導の中でも新しくできた加算等については説明しておりますし、また運営指導の中では、さらに事業所ごとに職員が赴きまして、こういった今加算をとっているのか、ほかにとれる加算はないのかとか、そういったことを一緒に協議している現状がございます。

○委員（藤田直仁君）

口述書の中の2ページ目ですかね、訪問介護における遠隔地への支援についてという書き出しの部分があるんですけども、ここが陳情の中でいくと、1番の①の3番目に当たる部分のことだと思うんですけども、まずこの制度自体は、県なのか国なのか市なのか、そこからまず御説明いただいてよろしいでしょうか。

○保健福祉部長寿介護課介護給付グループ主査（窪田宗摩君）

これも介護報酬における加算の部分の報酬になります。加算につきましては、市または都道府県への届出が必要な加算と、実績があったら請求段階で読み取れる加算もございますので、この記載しております加算につきましては、各事業者さんが請求段階で満たしていれば届出が要らずに国保連のほうに請求ができる加算になっておりますので、県でも市でもなく、事業所ごとに請求されているところでございます。

○委員長（松枝正浩君）

休憩します。

「休 憩 午後 4時52分」

「再 開 午後 4時52分」

○委員長（松枝正浩君）

休憩前に引き続き会議を開催します。ほかにございませんか。

○委員（藤田直仁君）

その続きなんですけれども、私がちょっと聴き間違えてるというか、理解が不足してたのかもしれないんですが、遠隔地であってもそこに何か事業所ができると、加算がされないみたいな言い方をされたんですけれども、陳情者のほうからですね。ここに行くのと全く違うことが、一定の距離を超えれば、それに対しての訪問サービスに対しても加算がされるみたいな感じで、全くちょっと言われてることが違っているんですけど、ここは、もう間違いはないですね。

○保健福祉部長寿介護課介護給付グループ主査（窪田宗摩君）

事業所が仮にできた場合には、その事業所からの利用者宅との距離が縮まりますので、そういったことを発言されているのかちょっと推測なんですけれども、ここに記載している答弁書については、正しい加算の説明でございます。

○委員（藤田直仁君）

だからその事業所は、その遠隔地のところにできてしまうと、一定の距離を満たさないということで、加算がされないということも起こりうるということではよろしいのでしょうか。

○保健福祉部長寿介護課介護給付グループ主査（窪田宗摩君）

結果的に利用者さんとの距離が縮まることになりますので、そういった加算はなくなることというふうに理解できると思います。

○委員（藤田直仁君）

例えば、そこに事業所ができましたと。ただ、そもそも今まで使ってたところは、距離が離れてるところから行くにしても、やはりそれは駄目だということになるのでしょうか。

○保健福祉部長寿介護課介護給付グループ主査（窪田宗摩君）

市内の事業所さん、特に今回、訪問介護がケースとなってるんですけれども、どこの事業所を利用するのかというのは利用者さんにもよりますけれども、訪問介護事業所が複数近くで同じ法人で持っていて、遠くから使いたいとか、そういった相談をちょっと受けてないのが実情でございます。

○委員（藤田直仁君）

すいませんね。そういう意味で言ったのではなくて、違う事業所があって、そもそも最初は遠隔地になれば、ずっと使っているところからは、事業所がなければ一定の距離を保ってたんだけど、そこに違う事業所ができた場合に、事業所を変えなかった場合、その人は、前の事業所というのは、距離は変わらないわけじゃないですか、遠隔地で。でもそれは対象にならないんですか、なるんですかってことを聴いているんです。

○保健福祉部長寿介護課介護給付グループ主査（窪田宗摩君）

対象になるというふうに理解しております。

○委員長（松枝正浩君）

皆さん、もうすぐ午後5時になりますけれども、審査を続けたいと思います。ほかにございませんか。

○委員（山口仁美君）

今回陳情の内容の中に、訪問介護サービスを行う事業所への支援を市の独自政策でということで、陳情項目の中に含まれているんですけれども、実際、制度上であったり、財政的な問題であったり、介護保険の制度の中で市の独自の助成を設けていくということが、実際、現実的に可能なのかということをお示しください。

○保健福祉部長寿介護課介護給付グループ主査（窪田宗摩君）

介護報酬の一環として市が補填するという意味においては、ちょっと制度上なじまないものというふうに考えております。

○委員（山口仁美君）

確認ですけれども、今、報酬の中でということでありましたので、報酬に含まれない形であれば

助成をするということは可能ということでしょうか。

○保健福祉部長寿介護課介護給付グループ主査（窪田宗摩君）

介護報酬につきましては法令で定められているものですのでなじまないんですけれども、例えば、昨年度からの繰越事業で実施してます物価高騰に関する補助金とか、そういった形で、介護保険料を充てるのはちょっとできないんですけれども、そういったのは制度上出来ないことはないというふうに理解しております。

○委員（宮田竜二君）

陳情第2号の件で、先ほど陳情者の方に、今朝の新聞に載ってた記事がありました。同じ霧島市社会保障推進協議会から霧島市に要望書を提出したということで、内容は同じですということを回答されましたが、それで、この陳情内容と市に出した要望書、同じ内容でしょうか。

○長寿介護課長（中村和仁君）

そのような同じ内容で陳情を出されてるということで、いいと思います。

○委員（宮田竜二君）

先ほど今答弁を頂いてますが、この内容でいきますと、もう陳情第2号も、既に霧島市はやってますという回答と捉えましたけれども、それでよろしいでしょうか。

○長寿介護課長（中村和仁君）

今、独自事業としてしている部分というのは、シルバー人材センター等を使った事業とあります。ただ、一般論として、100%補助できないものは、やはり予算制限があるので、事業所に負担してもらうことで、無計画な施設の整備や雇用等を防ぐことになるので、ここの部分については慎重に検討していきたいというふうには考えています。

○委員（宮田竜二君）

それは2番目の項目の①の件ですね。これは今、訪問サービス、社会福祉協議会は訪問介護をやめましたけれども今、訪問型のサービスはシルバーでやってるということなんですが、これは、陳情者の要望の目的は、人材確保が目的ということだったんですけれども、本市が訪問型のサービスをシルバー人材センターに委託している目的は何でしょうか。

○長寿介護課主幹兼長寿福祉グループ長（竹下裕一郎君）

本事業につきましては、要支援1、2の認定者で、生活機能の低下した方に対して、介護予防を目的にホームヘルパー、シルバーになりますけれども、居宅を訪問して、入浴や食事の準備等の生活援助を行っているということになります[29ページに訂正発言あり]。

○委員（宮田竜二君）

この要望の内容が来たのが、人材確保が大変難しくなっているというところから来てるんですけれども、本市の場合、民間の事業者のほうがそういうふうに人材がすごく確保ができないんですということがあるんですけれども、その認識がまずあるのかどうか。そして、それに対して、市は先ほどちょっとありましたけれども、独自の民間事業者の方が人材確保できるような取組というのをちょっと教えてください。

○長寿介護課長（中村和仁君）

人材不足問題については、介護だけでなく、あらゆる業種において重要な課題であるというふうには捉えております。この部分については、商工観光部において、人材確保に係る様々な補助制度があるので、連携した取組を総合的に実施したいというふうに考えています。高齢化が進んでいく中で、介護が必要な方がサービスを受けるためには、提供する事業所も健全でないといけないと考えているところです。そのためには、事業所が介護ロボットやICT導入等をすることで、軽減負担等の推進も図っていくことが重要ではないかというふうに考えています。市としまして、新たな担い手確保として、高校生のための合同企業説明会やハローワークと共催した介護事業所と求職者とのマッチングを図る合同説明会等も実施しています。今後、県が窓口となって実施している人材確保事業、先ほど来からあります介護職員人材確保対策事業、そのほか介護員養成研修費用助

成事業等を使って、各事業者に対しての周知に努めてまいりたいというふうに考えております。

○委員（前島広紀君）

今の介護人材確保に関しまして、一つ紹介したいことは、70歳の方が入社されて、3か月でヘルパーの資格を取られて、78歳まで働いている方もいらっしゃいます。ですから、若者だけでなく、こういう方の活用というのもまた今後の高齢化社会においての一つの流れではないかなというふうに思うところです。それでは質問したいんですけども、先ほどのシルバー人材センターの委託というところで、入浴介助もしているというふうに説明があったと思うんですけども、シルバー人材センターさんは身体介護はしないのではないですか。

○長寿介護課主幹兼長寿福祉グループ長（竹下裕一郎君）

申し訳ございません、入浴介護のほうはしておりませんでした。

○委員（前島広紀君）

シルバー人材センターさん、いろんなことをお手伝いしていただきますけれども、今、答弁があったように、身体介護はしていないというふうに認識しております。

○委員（有村隆志君）

陳情者が、この2号では細々と書いてございました。その中に、この2番目の、次期10期の介護保険事業計画に向けた以下の施策の検討をお願いしますということで、1番目に、霧島市が運営主体となる地域包括支援センター、2番目に、居宅事業、訪問介護事業と在宅でのくらしを支える事業所を新設することということで、これをつくってくれということで、まず、そういう議論を、議題を上げてほしいということでございました。その中に、私が思うには、やはり遠距離の方、そういった訪問介護で課題があるところについて、やはり今後、市も、県の事業でありますけども、やはりそういうものを、地域包括支援センターであったり、もしくは、新病院ができましたけど、病院によっては退院される方に、後々のことまで面倒を見るというかそういうところもあったりするので、この議論というのは、10期に向けてということですので、そこら辺の議論というのが行えるものかどうか、どうですか。

○長寿介護課長（中村和仁君）

市としてするということはちょっと難しいかもしれないんですけど、利用者負担や介護報酬等に係る本市の独自の施策については、令和9年度からの第10期介護保険事業計画に向け、既にもう国のほうで社会保障審議会等で議論が始まっていることなどから、同審議会における議論の推移を踏まえて、他自治体の動向等も見極めながら検討していきたいというふうには考えているところです。

○委員（山口仁美君）

実態を教えてくださいんですけども、ICTの導入については、各事業所ごとにそれぞれ、事業所ごとにシステムを選んで使っているらしいんですが、先ほど陳情者のほうから、コーディネートしてもらえないと、地域でそれぞれ違うシステムを使っていると共通しないので、使い勝手が悪いといいますか、コーディネートがないと地域でちょっと使えないというようなお話がありました。それぞれの事業者で使っていて、例えばケース会議とかいろいろあると思うんですけども、そういった中で、困難だとか、共通してないからやりにくいというような話が話題としてあがる場合がありますか。

○保健福祉部長寿介護課介護給付グループ主査（窪田宗摩君）

ICT介護ロボにつきましても様々なサービスがあるんですけども、出退勤管理ですとか、実際の介護の現場で使われているようなもの、介護の作業時に使われているようなものもあるんですけども、事業所さんから聴く中身としましては、ケアプランデータの連携という意味でのお話というのは伺ったことがありますけれども、ICTの個別のサービス、システムとかそういったものの共有化についての御意見は頂いていないところでございます。

○委員（山口仁美君）

介護福祉士養成のための奨学金制度を入れてほしいというような内容もあったかと思うんですが、この市独自で奨学制度を設けるというよりかは、今ある奨学金制度に介護福祉士とか、そういうものを養成する学校の文言を追加するというイメージなのかなと思いますが、ここの受け止めというのは、先ほど答弁の中では、奨学制度については、県が設置しているということで書いてあるんですけども、市として、特に独自で設けなくても、県のもので十分だというふうに理解していращやるということでよろしいですか。

○長寿介護課長（中村和仁君）

現時点におきましては、県で行っている事業で十分だというふうに考えております。

○委員（有村隆志君）

10期に向けてということで、やはり、これは霧島市の課題ですので、先ほど藤田委員から質問がありました、その近くにその事業所ができれば、わざわざ下から上がっていく必要がないようなことも、できれば、やはりそこら辺を事業者間でコントロールして、市ができるんだったらコントロールしてあげて、同じサービスだったらそこから行ったほうが効率もいいので、そういうことも、効率よく進めるためには市も少し介入したほうがいいのかあという、今後の中でそういうことも、国のほうに要望してはどうなのかなと思いますがいかがでしょうか。

○保健福祉部長寿介護課介護給付グループ主査（窪田宗摩君）

介護サービスの選択というものは、利用者さんの重要な考えのもとにできているものでございまして、もちろんそれにはケアマネジャーさんがついてプランを作成するということは必須なんですけども、例えばですけれども、ケアマネジャーさんが特定の事業所だけの紹介とかしてる場合は、特定事業所集中減算といった給付が落ちるようなこともありますので、そういったことも含めて市が直接その仲介役を担うというのは、制度上ちょっと難しいというふうに考えているところでございます。

○委員（藤田直仁君）

陳情者の話を聴くと、どうも周知がなかなかされていないのかなと。いろんな制度があるんだけどもという印象をずっと、一貫して感じたところなんですけれども、行政としてはどのような周知の方法をやってるのかをちょっと御紹介願えませんか。

○保健福祉部長寿介護課介護給付グループ主査（窪田宗摩君）

周知に関しまして、介護保険につきましては3年に1回大きな法改正があります。昨年につきまして、昨年4月1日が大きな改正の節目でございましたので、そういったときには、新しくできた加算とか、取れる加算なんかの説明を霧島市独自にQ&Aというのをつくって、何回もメールで全事業さんに流したりして、よくある質問集なんかも独自につくって提供しているところでございます。また、県が実施している事業等につきましても、一斉にメールで送信させていただいて、問合せがあったときには、中身の説明もしているようなこともございます。また、先ほどちょっと話させていただきました運営指導等で訪問した際には、県のほうの補助事業が今度始まりますよとかそういう御紹介もしているところでございます。

○副委員長（野村和人君）

委員長を交代します。

○委員長（松枝正浩君）

今、久保田さんのほうから、メールで事業者さんへ出されているというところはあったんですが、送られている中で、事業者の理解、理解しているしていないというところの確認というのはどのようになさっているのか、お示しいただけますか。

○保健福祉部長寿介護課介護給付グループ主査（窪田宗摩君）

メールを送付させていただきまして、そのあと事業所さんからメールの内容について問合せがきたりはするんですけども、その理解度とかそういったものについては把握できてない状況です。

○委員長（松枝正浩君）

その点については、問合せが来る来ないで、その部分を、分からないところを確認するということがあるかもしれないんですけど。今後、恐らく、分かっていると思うんですけど、確認もしていくような作業もしていくのが必要なのかなというのを、陳情者とのやりとりの中でも思ったところですけども、その辺についてはどのようにお考えですか。

○保健福祉部長寿介護課介護給付グループ主査（窪田宗摩君）

先ほどのちょっと補足にもなるんですけども、新しくできた加算ですとか制度改正に伴って事業所が必ずしないといけない手続等につきましては、一斉に送付したり、質問集なんかをつくって送ったりしているのも一つなんですけれども、それで仮に提出がなかったところには、しっかりまたメールを送って電話を入れて、最終的に加算を取れるようになるまで出させていただくまでこちらも追っかけているような状況でございます。

○副委員長（野村和人君）

委員長を交代します。

○委員長（松枝正浩君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、以上で、陳情第2号についての執行部への質疑を終わります。以上で、本日予定していました日程を全て終了しました。明日の委員会は午前9時より行います。本日はこれで散会します。

「散 会 午後 5時14分」